

## 第4章 画像を含む意匠

### 74 関連条文

#### 意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第3項及び第4項略）

#### 意匠法施行規則

##### 様式第2〔備考〕

8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。

39 （第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）

40 意匠法第2条第2項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

##### 様式第6〔備考〕

8 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

9 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

10 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

14 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

21 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【○○断面図】」、「【○○切断部端面図】」、「【○○拡大図】」、「【斜視図】」、「【正面、平面及び右側面を表す図】」、「【画像図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

##### 様式第7〔備考〕

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から23までと同様とする。

#### 74.1 意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像について

意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像については、具体的には以下の通り。

(1) 画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）

(2) 物品の表示部に表示される画像が、以下の(i)及び(ii)の要件を満たすこと

- (i) その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること
- (ii) その物品にあらかじめ記録された画像であること

##### 74.1.1 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成するためには、当該画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行うものでなければならない。

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、またはそれと同程度の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」である（【事例1】）。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えばストップウォッチ機能付きの「腕時計本体」であれば、時刻表示機能、時間計測表示機能が物品の「機能」といえる（【事例2】）。

なお、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる（【事例3】）。

物品の機能については、例えばデジタルカメラの撮影機能のほかに、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示等、機能と密接に関連した付随機能が存在するが、このような付随機能を果たすために必要な表示を行う画像についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とする（【事例4】）。

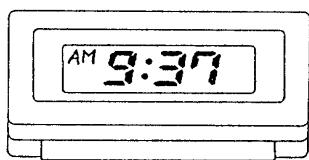
（注）複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を果たすために必要な画像であるのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

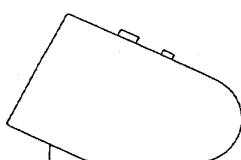
【事例1】

【意匠に係る物品】置き時計

【正面図】



【右側面図】



【事例2】

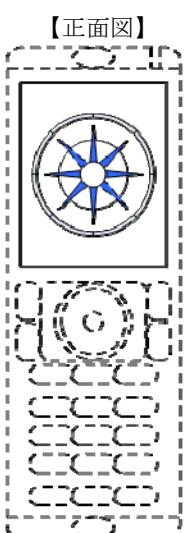
【意匠に係る物品】腕時計本体

【正面図】



【事例3】

【意匠に係る物品】携帯電話機



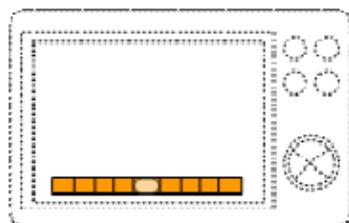
【意匠に係る物品の説明】

本物品は、方位計測機能を有する携帯電話機である。正面図中の表示部に表された図形は、計測した方位を表示するものであり、測定した方位に応じて磁針が回転する。

【事例4】

【意匠に係る物品】デジタルカメラ

【正面図】



撮影支援情報表示（水準器表示）

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、カメラの傾きを感じる水準器機能を有するデジタルカメラである。正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。

#### 74.1.2 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること

物品の表示部に表示される画像は、その物品にあらかじめ記録された画像である必要がある。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの及び事後

的に記録された画像を表示したものは、意匠を構成するものとは認められない。

また、物品から独立して創作され、販売されるビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画像については、物品にあらかじめ記録されたもの（プリインストールされたもの）であっても、意匠を構成しないものとする。

(注)

①電子計算機の取扱い

物品から独立して創作され、販売されるソフトウェア（OSも含む）をインストールすることで表示される画像（プリインストールされたものも含む）は、保護対象とはならない。

②ゲーム機の取扱い

物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像（ゲーム機にプリインストールされたものも含む）、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像は、保護対象とはならない。

なお、電池残量表示など、ゲームソフトによらないゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、物品にあらかじめ記録されたものについては、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。

#### 74.2 意匠法第2条第2項に規定する画像について

意匠法第2条第2項において、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」と規定する画像については、具体的には以下の通り。

（1）画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1 「物品と認められるものであること」参照）

（2）物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること  
物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、またはそれと同程度の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、物品の「機能」である。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が物品の「機能」といえる。

なお、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮するための画像についても保護を受けることができる。

機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となってい

る状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理が開始できる状態等）であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等）を保護対象に含まないことを意味する。

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。ただし、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品にあらかじめ記録された画像である場合には、意匠法第2条第1項に該当する画像として保護対象となり得る（74.1「意匠法第2条第1項に該当する画像について」参照）。

なお、ここでいう操作については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、保護対象となり得る。

また、複数の機能を有する物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮させるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と認められ、保護対象となり得る。

#### (注)

##### ①複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像がどの機能を発揮できる状態にするために用いられるものなのか、その物品からは直接接続き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

##### ②電子計算機の取扱い

電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用したり、インターネット検索を行うことは、電子計算機の情報処理機能を発揮させている状態に該当するので、電子計算機を介して表示されるこのような画像は保護対象とはならない。

##### ③ゲーム機の取扱い

ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、操作画像とは認められない。ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される。

（なお、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品にあらかじめ記録された画像である場合には、意匠法第2条第1項に該当する画像とし

て保護対象となり得る（74.1「意匠法第2条第1項に該当する画像について」参照）。）

（3）当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

部分意匠については、上記に加えて第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」の定義を参照されたい。

**【事例】**

当該物品に表示される画像

「携帯電話機」



（物品自体が有する表示部に表示される画像の例）

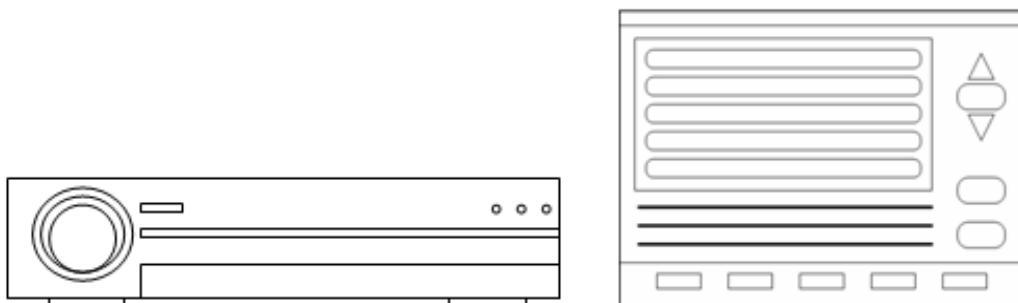
※表示部に表示された画像は通話機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられることが前提となる。

**【事例】**

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であって当該物品と一体として用いられる表示器等に表示される画像は保護対象とする。

「磁気ディスクレコーダー」



（当該物品と一体として用いられる物品（例、テレビモニター）に表示される画像の例）

※録画予約機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であることが前提となる。

## 74.3 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面

### 74.3.1 画像を含む意匠登録出願における願書の記載事項

#### (1) 「部分意匠」の欄（部分意匠の場合のみ）

画像を含む意匠について、意匠法施行規則様式第2備考8の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。ただし、画像を含む意匠について、全体意匠の意匠登録出願をする場合には、この限りではない。

#### (2) 「意匠に係る物品」の欄の記載

画像を含む意匠を意匠登録出願する場合には、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品と認められなければならない。（「○○用画像」や「○○用インターフェイス」は意匠に係る物品に該当しない。）

願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第7条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。

例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示されるものであっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該画像を含むビデオディスクプレイヤーであることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「ビデオディスクプレイヤー」と記載されていなければならない。

#### (3) 「意匠の説明」の欄の記載

変化する画像について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定に基づき、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

#### (4) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

①意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、画像を含む意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、画像を含む意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

②画像が意匠法第2条第1項の規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものである場合、図面の記載のみでは当該画像が物品のどのような機能を果たすために必要な表示を行う画像であるか及び画像の用途、機能が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

意匠法第2条第2項に規定する画像の場合、当該画像が、その物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、又、操作方法について説明を記載する。（意匠法施行規則様式第2備考40）

### （5）画像を含む意匠登録出願における図面等の記載

#### ①一組の図面

画像を含む意匠に係る物品全体の形態について、一組の図面が必要である。

また、画像は織物地のような平面的なものとは認められず、画像を【表面図】及び【裏面図】をもって一組の図面とすることはできない。

#### ②他の表示機器等に表示される画像の図

意匠法第2条第2項に規定する画像について、その物品と一緒にとして用いられる表示機器等に表示される画像を表す図は、【画像図】として記載する。

【画像図】の輪郭は、当該物品と一緒にとして用いられる表示機器等の表示部の外周縁とする。又、【画像図】として画像を表すことができるのは、意匠法第2条第2項に規定する画像であって、意匠に係る物品が画像を他の表示機器に表示して当該物品の操作を行うものである場合に限られる。

#### ③図の省略

以下の（i）から（v）のいずれかに該当する場合には、図の省略が認められる。

（i）意匠法施行規則様式第6備考8に規定される同一又は対称である場合の一方の図の省略

（ii）意匠法施行規則様式第6備考9の規定により認められた図の省略

（iii）正面図、背面図、左側面図及び右側面図が同一の場合の、背面図、左側面図及び右側面図の省略

（iv）意匠法第2条第2項に規定する物品と一緒にとして用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合における、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図の省略

したがって、意匠に係る物品と一緒にとして用いられる物品（表示機器等）に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合、意匠に係る物品全体の形態についての一組の図面を省略することができる。すなわち、【画像図】のみの意匠登録出願が認められる。

（v）物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図のうち、以下のイからハのいずれかに該当する図の省略

イ 正面図又は背面図のいずれか一方

ロ 平面図又は底面図のいずれか一方

ハ 左側面図又は右側面図のいずれか一方

#### ④参考図

【意匠に係る物品の説明】の欄等、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、画像中の各部の用途及び機能や操作方法を説明する参考図を添付

する。

その他、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.2.2「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」を参照されたい。

#### 74.4 画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。（全体意匠については第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照、部分意匠については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）

##### (1) 意匠に係る物品

当該画像を含む意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

##### (2) 「画像」の用途及び機能

「画像」の用途及び機能は、前記認定した画像を含む意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

##### (3) 「画像を含む意匠」の形態

「画像を含む意匠」の形態は、一組の図面及び断面図、斜視図、画像図等その他必要な図に基づいて認定する。

#### 74.5 画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

##### 74.5.1 工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

#### 74.5.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するための要件については、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」を参照されたい。

##### 74.5.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠を構成するためには、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること
- (2) 意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること

###### 74.5.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められなければならない。物品の表示部に表示される画像が、以下の(i)及び(ii)の要件を満たす場合、当該画像は、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。

- (i) 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること
- (ii) 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること

###### 74.5.1.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成するためには、当該画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行うものでなければならない。

物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、またはそれと同程度の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」である。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が

物品の「機能」であるといえ、例えばストップウォッチ機能付きの「腕時計本体」であれば、時刻表示機能、時間計測表示機能が物品の「機能」といえる。

なお、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる。

物品の機能については、例えばデジタルカメラの撮影機能のほかに、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示等、機能と密接に関連した付随機能が存在するが、このような付随機能を果たすために必要な表示を行う画像についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とする。

#### **74.5.1.1.1.1.2 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること**

物品の表示部に表示される画像は、その物品にあらかじめ記録された画像である必要がある。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの及び事後的に記録された画像を表示されたものは、意匠を構成するものとは認められない。

また、物品から独立して創作され、販売されるビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画面デザインについては、物品にあらかじめ記録されたもの（プリインストールされたもの）であっても、意匠を構成しないものとする。

#### **74.5.1.1.1.2 意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること**

意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するためには、物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像でなければならない。

機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理が開始できる状態等）であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中

の状態等)を保護対象に含まないことを意味する。

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。(ただし、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品にあらかじめ記録された画像の場合には、意匠法第2条第1項に該当する画像として保護対象となり得る(74.1「意匠法第2条第1項に該当する画像について」参照)。)

なお、ここでいう「操作」については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、保護対象となり得る。

また、複数の機能を物品自体が備え持つ物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮させるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と認められ、保護対象となり得る。

#### 74.5.1.1.2 意匠を構成する画像に該当しないもの

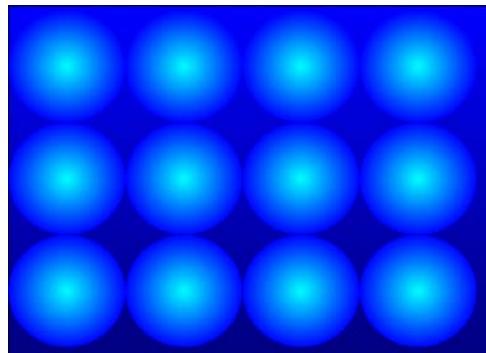
以下の画像は、意匠を構成する画像に該当せず、意匠法第3条第1項柱書の規定により登録を受けることができない。

##### (1) 装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とは認められず、また、物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められないため、意匠を構成しない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

表示部の背景を装飾するための画像（いわゆる壁紙）

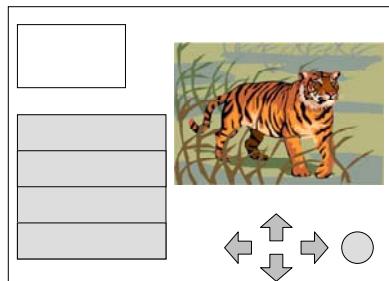


(2) 映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

テレビ番組の画像、インターネットの画像など物品の外部からの信号による画像を表示したもの及び物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、物品にあらかじめ記録された画像ではないため、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とも認められない。

意匠に含まれる画像中に、映画の一場面等の物品から独立したコンテンツ（又はコンテンツと疑われるもの）が表示されている場合、当該コンテンツについては意匠に係る物品から独立したものであるから、当該コンテンツ部分については意匠を構成しないものとして取り扱うものとし、物品から独立したコンテンツを含む意匠については、第3条第1項柱書の拒絶理由を通知する。この場合にコンテンツを削除し、説明のための参考図等でコンテンツ表示部であることを示す補正は意匠の要旨を変更しないものとする。

## 【意匠に含まれる画像中にコンテンツが表示されている例】



【画像図】

## 【意匠に係る物品】動画再生機

【意匠の説明】(略) 画像図は、動画再生中に本物品のメニューボタンを押下したときに表示される録画機能を発揮するための操作画像を示す。右上に再生中の画像を表示しつつ、録画の設定をすることができる。(以下略)

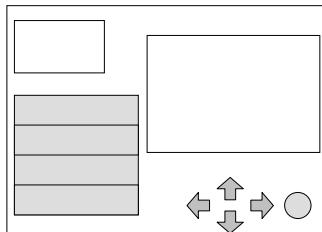
※その他の必要な図等は省略。

意匠に含まれる画像中に、物品から独立したコンテンツが表示されている  
意匠出願に対しては、審査官は第3条第1項柱書で拒絶理由を通知する。

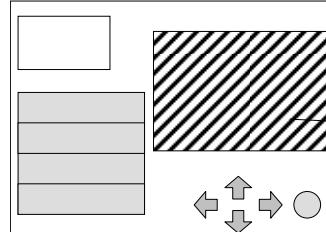
## (参考) コンテンツ表示部を有する、画像を含む意匠の記載例

## 【意匠に係る物品】動画再生機

【意匠の説明】(略) 参考画像図中、斜線で示された部分は再生中の動画の表示部を示す。  
(以下略)



【画像図】



【参考画像図】

※その他の必要な図等は省略。

## (3) 汎用の表示器に表示された画像

汎用の表示器に、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したもの、物品に接続された記録媒体に記録された画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したものは、表示器という物品にあらかじめ記録された画像ではないため、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

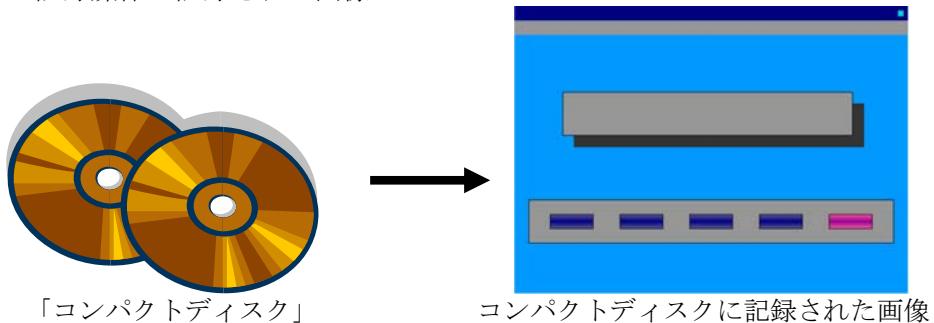
意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であって当該物品と一緒に用いられる表示器等に表示される画像は保護対象となるが、その場合、意匠に係る物品は表示器ではなく当該物品となる。したがって、汎用の表示器の表示部に表示された操作画像は、表示器の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像である場合を除き、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像とは認められない。

## (4) 記録媒体に記録された画像

記録媒体は表示部を持たないため、記録媒体に記録された画像は、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、記録媒体という物品（例えば、コンパクトディスク等）は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像とは認められない。

## 【意匠を構成するものと認められない事例】

記録媒体に記録された画像



## (5) 電子計算機の取扱い

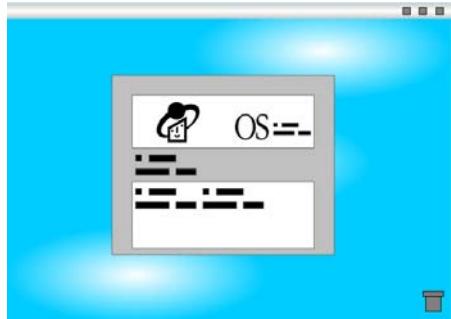
物品から独立して創作され、販売されるソフトウェア（O Sも含む）をインストールすることで表示される画像（プリインストールされたものも含む）は、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

また、電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用することは、電子計算機の情報処理機能を発揮している状態の画像に該当するため意匠法第2条第2項に規定する画像に該当しない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

電子計算機により表示される画像

(OSにより表示された画像)



(インターネットを通じて表示された画像)



(6) ゲーム機の取扱い

物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像（ゲーム機にプリインストールされたものも含む）、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像は、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

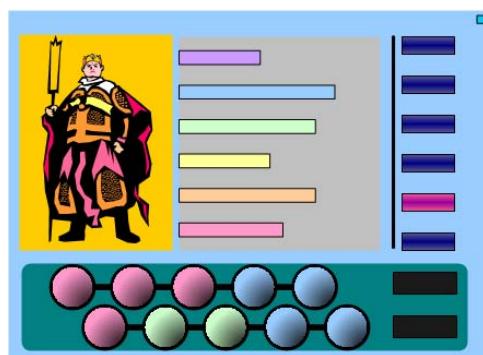
ただし、電池残量表示など、ゲームソフトによらないゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、物品にあらかじめ記録されたものについては、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。

また、ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像に該当するため意匠法第2条第2項に規定する画像に該当しない。

ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される。

【意匠を構成するものと認められない事例】

ゲーム機により表示される画像



#### 74.5.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が画像を含む意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

- ①画像を含む意匠の意匠に係る物品
- ②「画像」の用途及び機能
- ③部分意匠として「画像」の意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲

ただし、当該物品と一体として用いられる物品に表示される「画像」を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であって、画像を意匠登録を受けようとする部分にするときは、当該物品と一体として用いられる物品に対する意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は評価しない。

#### ④「画像を含む意匠」の形態

願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性について、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

##### (1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ①意匠に係る物品又は「画像」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ②「画像」全体の形態が表されていない場合
- ③意匠に係る物品全体の形態が表されていない場合
- ④「画像」を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合（部分意匠の場合）
- ⑤「画像」が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない場合

⑥「画像」が変化する場合に、変化の順序、変化の態様が明らかでない場合

#### 74.5.1.3 工業上利用することができるものであること

画像を含む意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

#### 74.5.2 新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該画像を含む意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

##### 74.5.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号

画像を含む意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るために、公知の意匠の中に、原則として、画像を含む意匠の意匠登録出願の全体の形態が対比可能な程度に十分表されていれば新規性判断の基礎となる資料とすることができます。

判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.1「意匠法第3条第1項第1号」及び22.1.2「意匠法第3条第1項第2号」を、部分意匠に関しては、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4「部分意匠に関する意匠登録の要件」71.4.2「新規性」71.4.2.1「意匠法第3条第1項第1号及び第2号」71.4.2.2「意匠法第3条第1項第3号」を参照されたい。

##### 74.5.2.2 意匠法第3条第1項第3号

###### 74.5.2.2.1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

また、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものであり、画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われる。

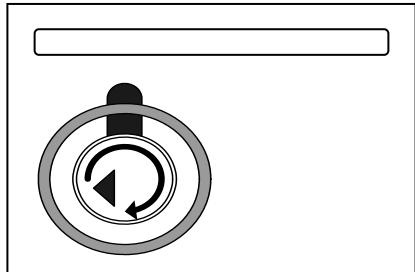
なお、複数の画像からなる変化する画像と変化を伴わない画像との類否判断及び変化する画像同士の類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。

下記の事例については類似するものと認められる。

【事例 1】

公然知られた意匠

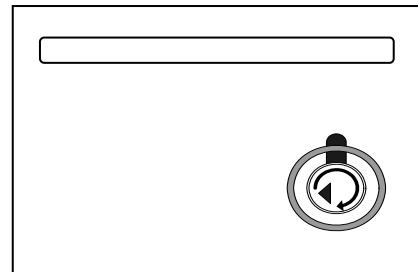
【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」  
(映像編集機能を発揮するための画像)

出願の意匠

【画像図】



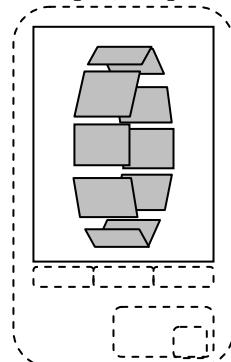
「デジタルビデオディスクレコーダー」  
(映像編集機能を発揮するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 2】

公然知られた意匠

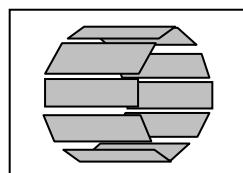
【正面図】



「携帯用ビデオプレイヤー」  
(映像を選択するための画像)

出願の意匠

【正面図】



「携帯用ビデオプレイヤー」  
(映像を選択するための画像)

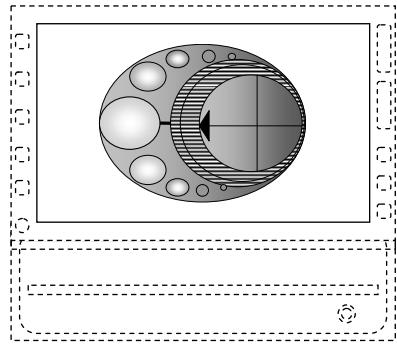
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例3】

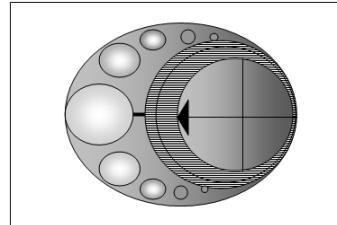
公然知られた意匠

出願の意匠

【正面図】



【画像図】



【正面図】



「車載用経路誘導機」

(物品自体の表示部に表示される  
画像)

※意匠登録を受けようとする  
部分の位置・大きさ・範  
囲に特段の特徴が認められ  
ない

「車載用経路誘導機」

(当該物品と一体として用いられ  
る物品に表示される画像)

※意匠登録を受けようとする部  
分の位置・大きさ・範囲の評価  
をしない

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

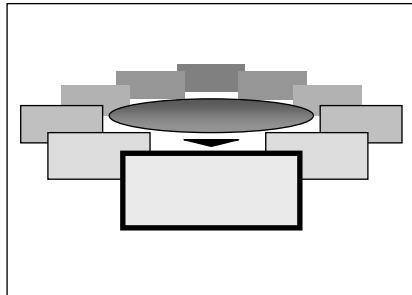
当該物品の表示部に表示される画像に係る意匠登録出願と当該  
物品と一体として用いられる物品に表示される画像に係る意匠登  
録出願は類似することがある。

ただし、画像の形態が共通していても両者は全体に対する意匠登  
録を受けようとする部分の位置・範囲が異なり、類否判断に与える  
影響が大きいと考えられる場合は、両者は非類似と判断される。

**【事例4】**

公然知られた意匠

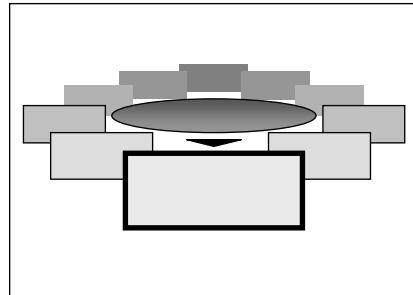
【画像図】



「デジタルテレビディスクレコーダー」  
(各種設定の選択を行うための画像)

出願の意匠

【画像図】



「デジタルテレビディスクレコーダー」  
(各種設定の選択を行うための画像)

※操作によって変化する画像



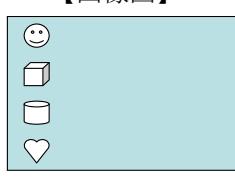
中央の長円形部の周囲を矩形のタイトル表示部  
が時計回りに回転する変化をする画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

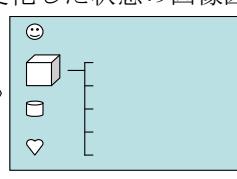
**【事例5】**

公然知られた意匠

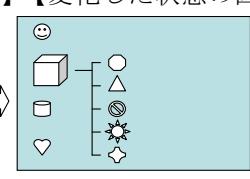
【画像図】



【変化した状態の画像図1】

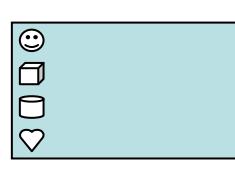


【変化した状態の画像図2】



出願の意匠

【画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

公然知られた意匠が複数の画像からなる変化する画像であった場合、出願意匠との類否判断は、公然知られた意匠を構成する複数の画像の中の一部の画像との間で行う。

#### 74.5.3 創作非容易性

判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」を参照されたい。

なお、変化する画像についての意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、変化の態様について当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の①、②の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第3条第2項の規定には該当しない。

①変化の前後を示す各画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるが、変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合

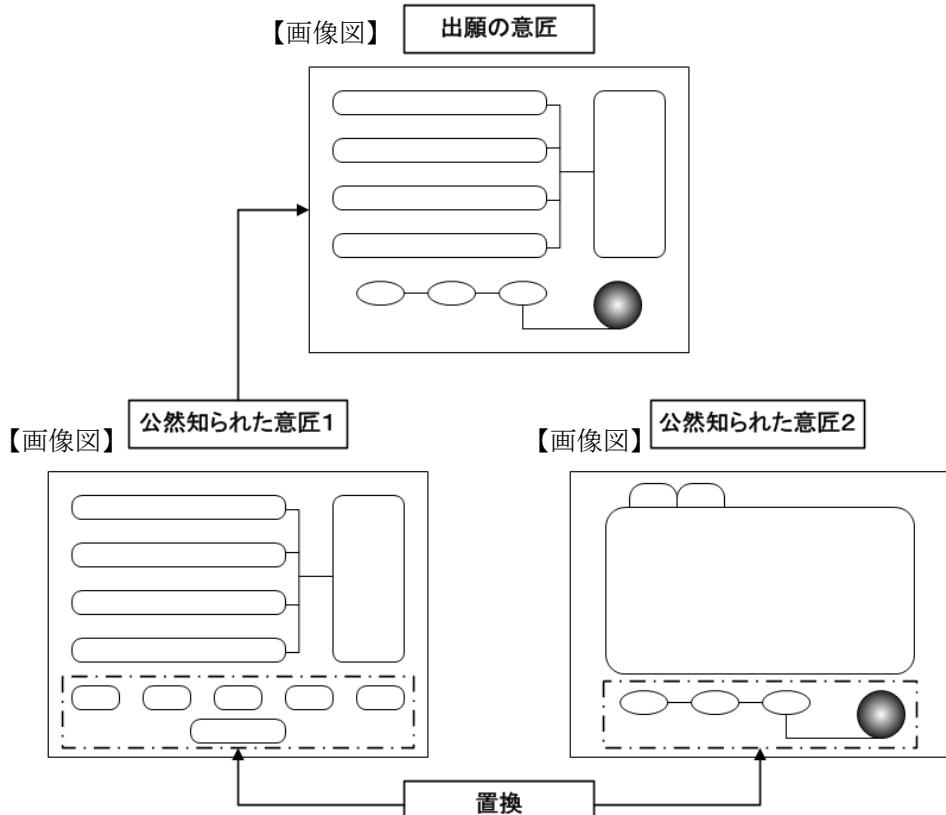
②変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるが、変化の前後を示す各画像は当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができたものでない場合

容易に創作することができる意匠と認められるものの例

①置換の意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、画像の一部を他の画像の一部に置き換えることは、当業者にとってありふれた手法である。

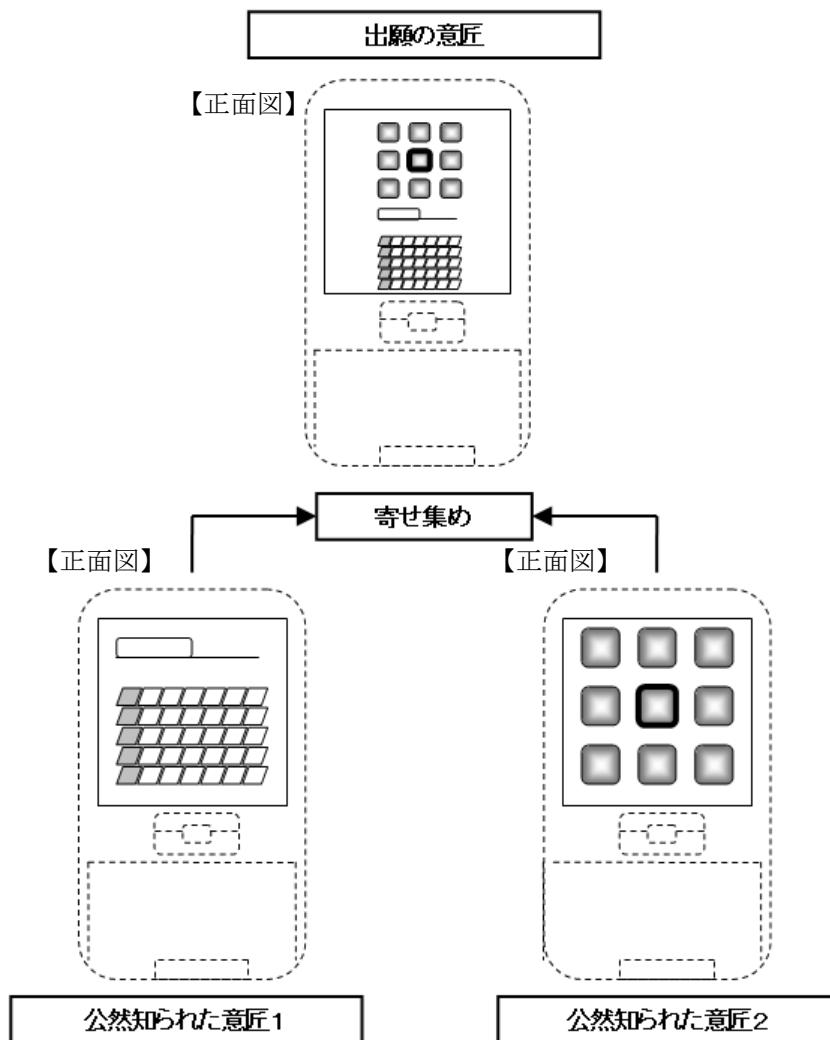


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

②寄せ集めの意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、複数の画像の一部を寄せ集めて一つの画像を構成することは、当業者にとってありふれた手法である。

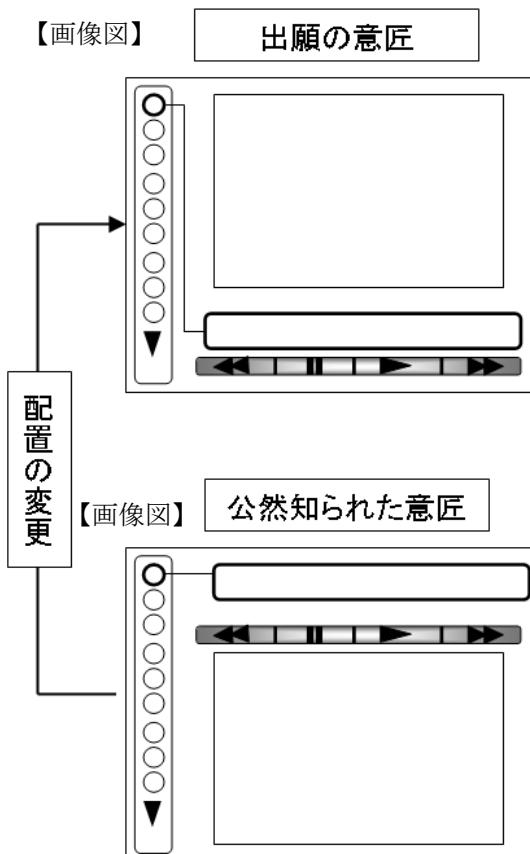


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

③配置の変更による意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、画像の一部の配置を変更することは、当業者にとってありふれた手法である。

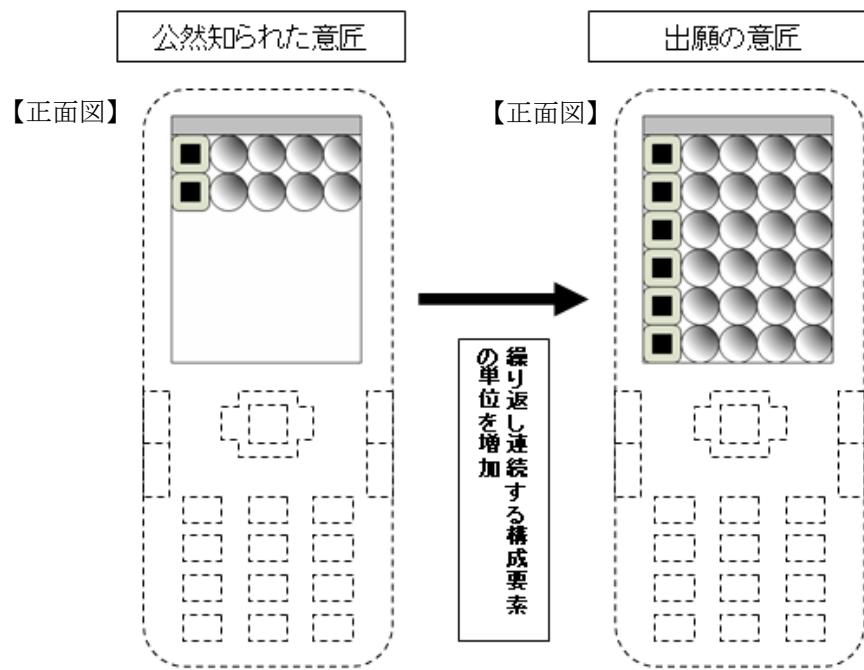


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

④構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、繰り返し連続する構成要素の単位を適宜増減させることは、当業者にとってありふれた手法である。

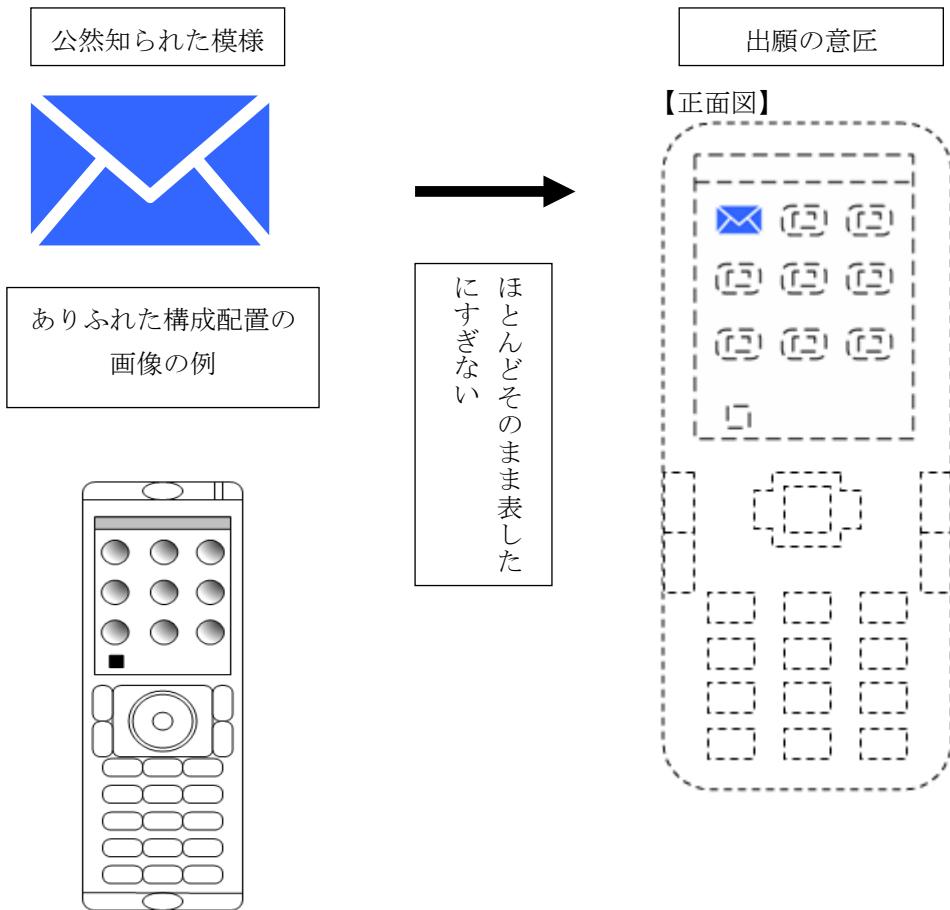


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

⑤公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

【事例1】

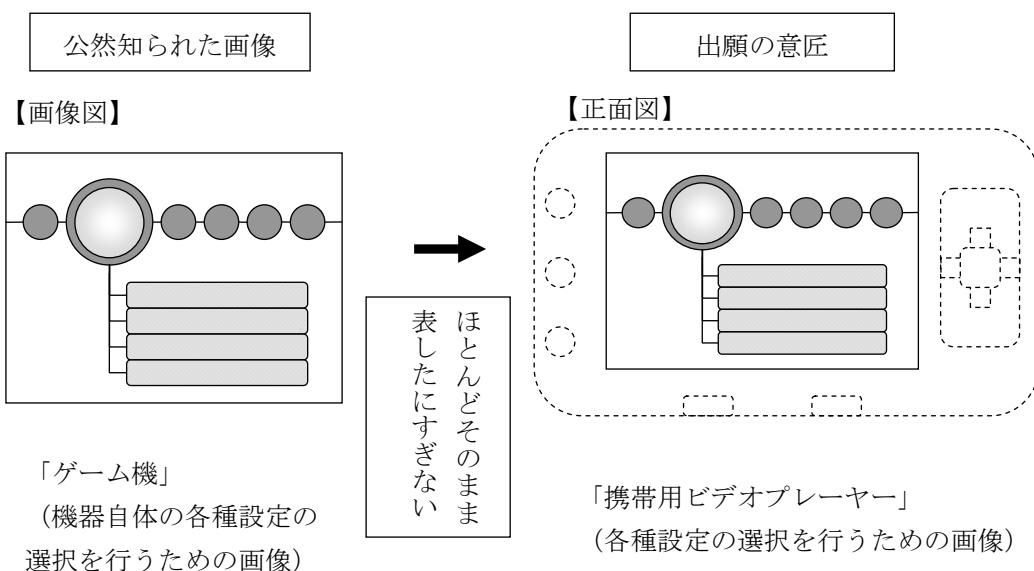
その意匠の属する分野において、画像の一部に公然知られた模様をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】

その意匠の属する分野において、出願の意匠に公然知られた画像をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。

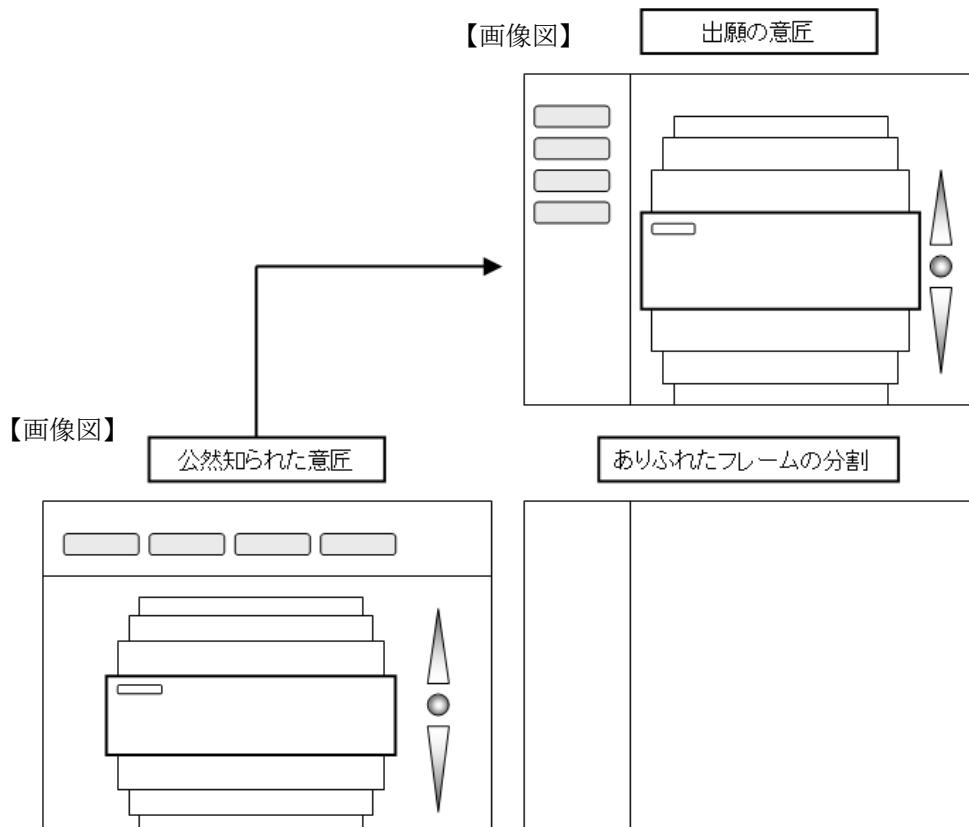


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

⑥フレームの分割態様を変更したにすぎない意匠

フレームの分割態様を、ありふれた分割手法に基づき変更したにすぎない意匠。

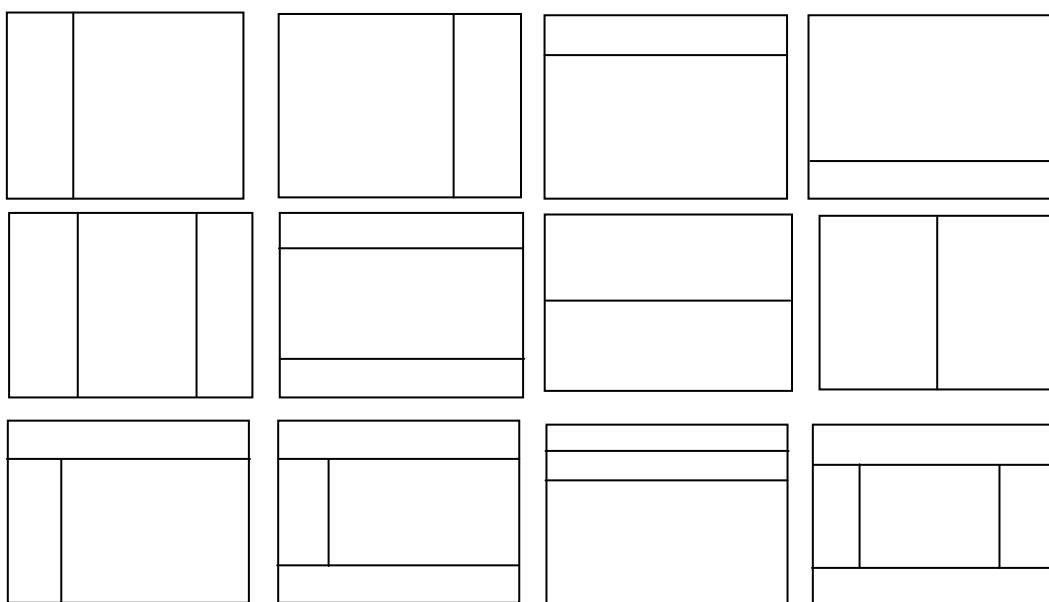
【事例】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【参考】

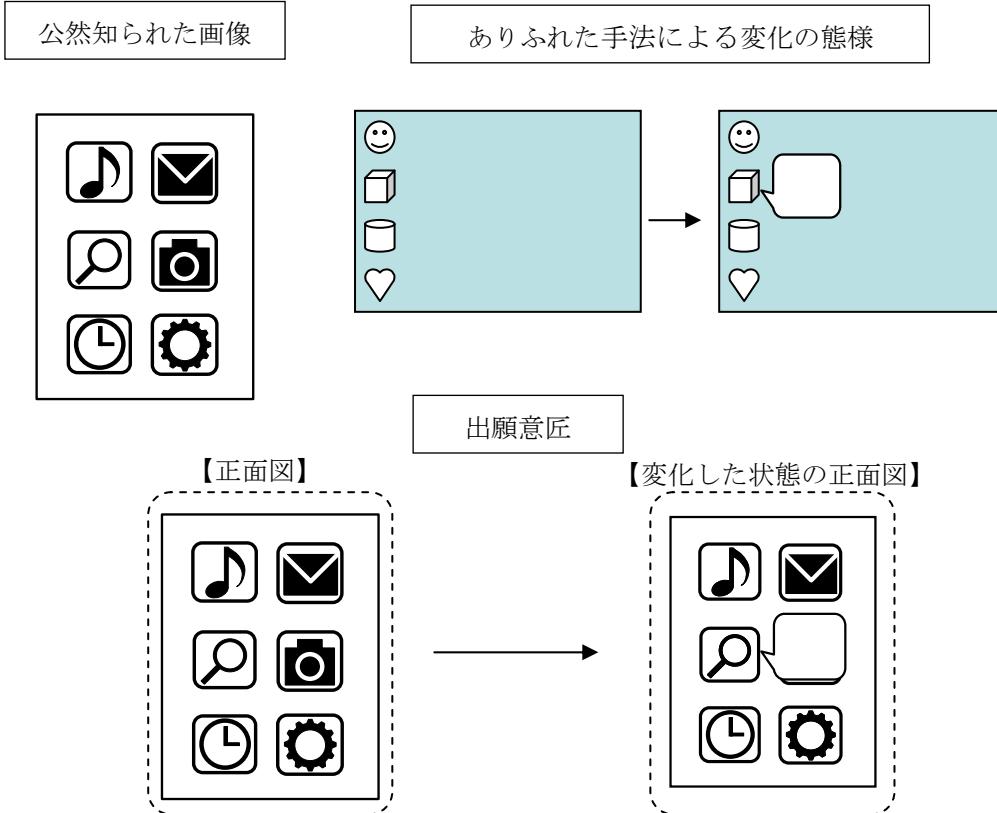
ありふれたフレームの分割態様の例



⑦公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づき、ありふれた手法による変化の態様を表したにすぎない意匠

公然知られた画像に基づき、その意匠の属する分野においてありふれた手法による変化の態様を表したにすぎない意匠。

【事例】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

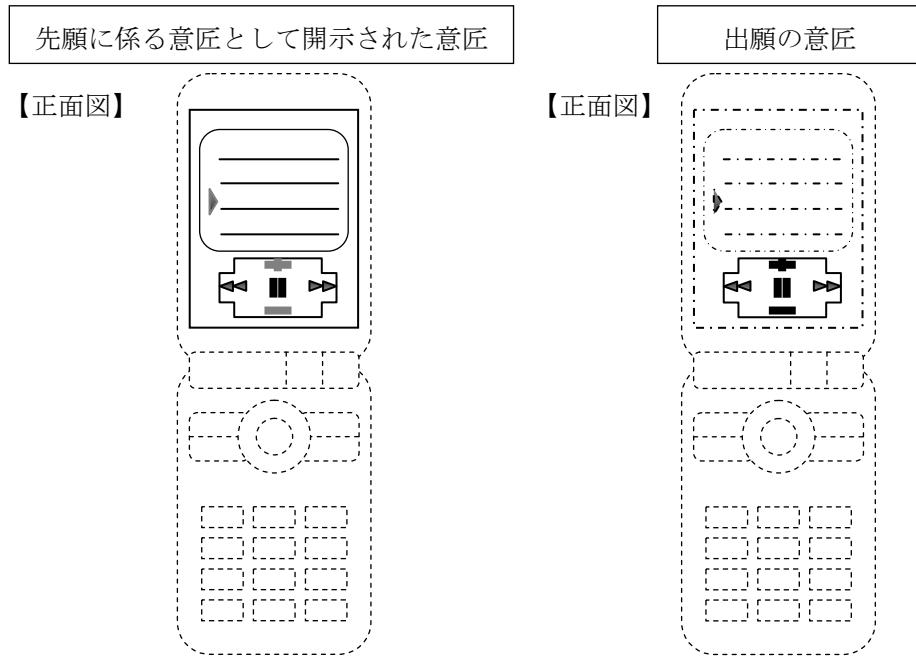
なお、変化前の画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであっても、変化の態様が当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合には、出願意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第3条第2項の規定には該当しない。

#### 74.5.4 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠

判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.4.1「先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断」を参照されたい。

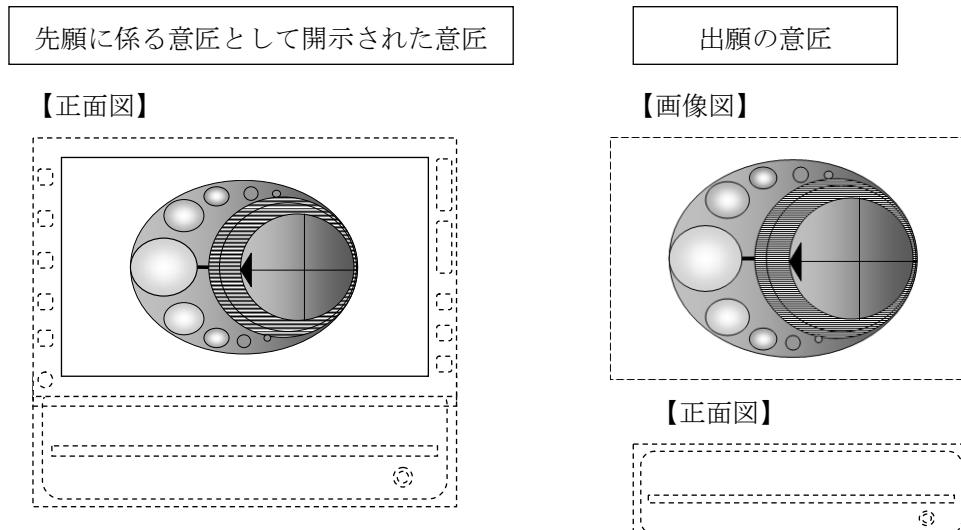
【意匠法第3条の2が適用される事例】

【事例1】



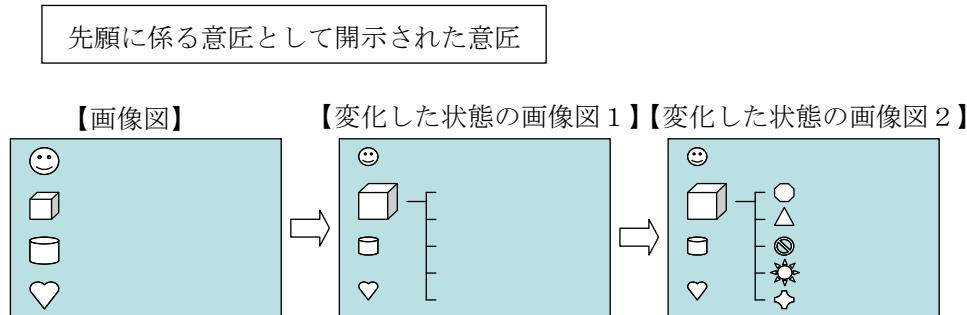
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】



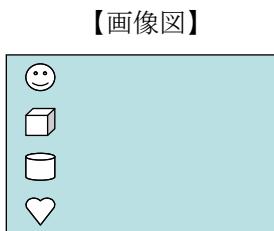
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

## 【事例3】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

出願の意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

#### 74.6 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠に関しては、第3部「新規性の喪失の例外」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.5「部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」を参照されたい。

#### 74.7 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定

意匠に含まれる画像中に他人の商標や、他人の販売する製品等が含まれ、他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠に対しては、第5条第2号の要件を満たさないものと認められる。

判断基準については、全体意匠に関しては第4部「意匠登録を受けることができない意匠」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定」を参照されたい。

#### 74.8 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を

満たさなければならない。

判断基準については、全体意匠に関しては第5部「一意匠一出願」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

#### 74.8.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

##### 74.8.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したもの（例えば、「ビデオディスクレコーダーの画像」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

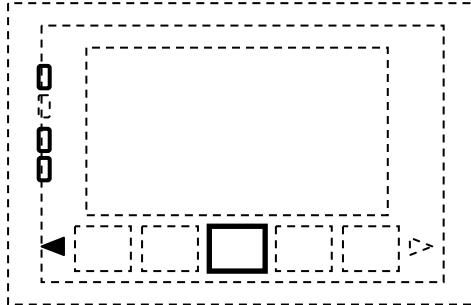
##### 74.8.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、二以上の異なる画像や物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

##### 【事例】

###### 部分意匠の意匠登録出願

###### 【画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取扱う。

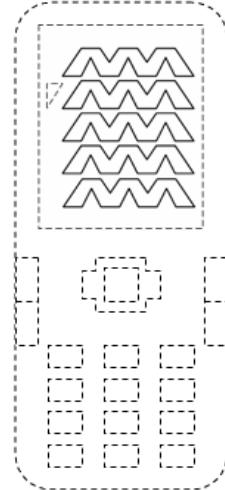
(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

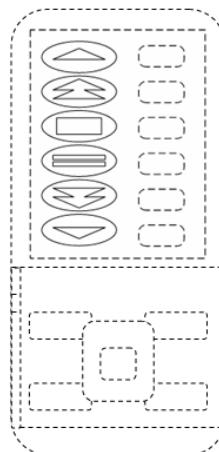
(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

#### 74.8.1.3 画像を含む意匠において、画像が変化する場合

画像を含む意匠において、画像は物品の部分の形態であるため、一つの意匠には原則一つの画像が表れる。このため、一つの出願に複数の画像が表されている場合、一つの出願に複数の「画像を含む意匠」を包含し、意匠法第7条に規定する意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

ただし、意匠に係る物品の説明等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、物品の同一機能を果たすために必要な表示を行う画像又は物品の同一機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像（以下、「物品の同一機能のための画像」という。）であり、かつ、形態的な関連性があるものと認められる場合は、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

例えば、意匠登録を受けようとする意匠として、複数の図を用い画像が連續的に切り替わる様子が表されている場合（いわゆるアニメーション効果を示すことを意図したものと認められる場合を含む。）、それら複数の画像のうち、物品の同一機能のための画像であり、かつ形態的な関連性がある画像については、変化の前後を示す図とし、一つの意匠として取り扱い得る。

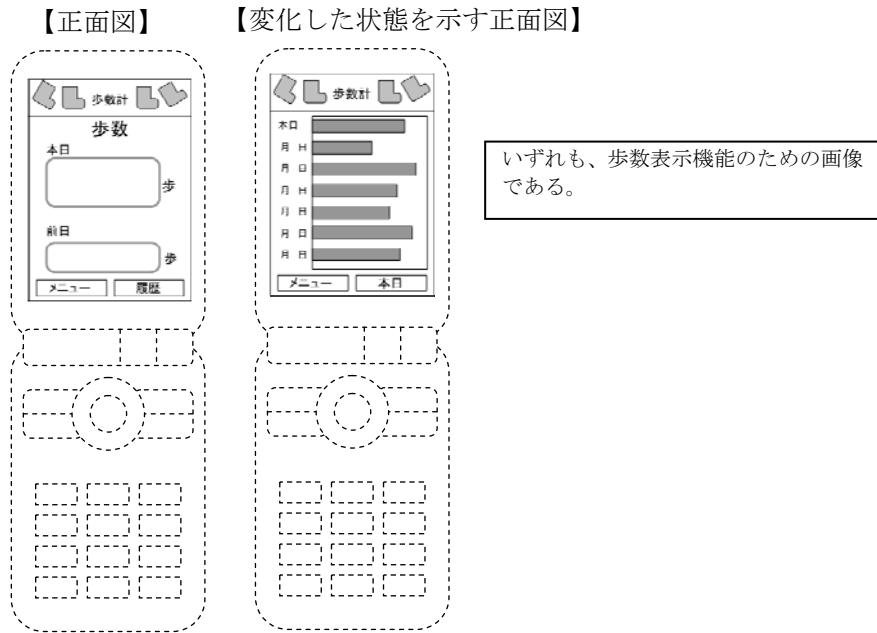
#### 74.8.1.4 複数の画像が一意匠として認められるもの

複数の画像を含む意匠について、変化前の画像と変化後の画像が物品の同一機能のための画像であり、かつ、変化前の画像と変化後の画像とが形態的な関連性がある画像であると認められれば、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

##### 74.8.1.4.1 物品の同一機能のための画像

複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、意匠に係る物品の説明等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、物品の同一機能を果たすために必要な表示を行う画像である又は物品の同一機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像であると認められなければならない。

### 【複数の画像が一意匠と認められる例1】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

#### 【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略) 本物品は、歩数計測表示機能を持つ携帯電話機である。正面図中の履歴ボタンを選択することにより、過去の歩数履歴をグラフ表示することができる。正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、歩数表示機能のための画像である。

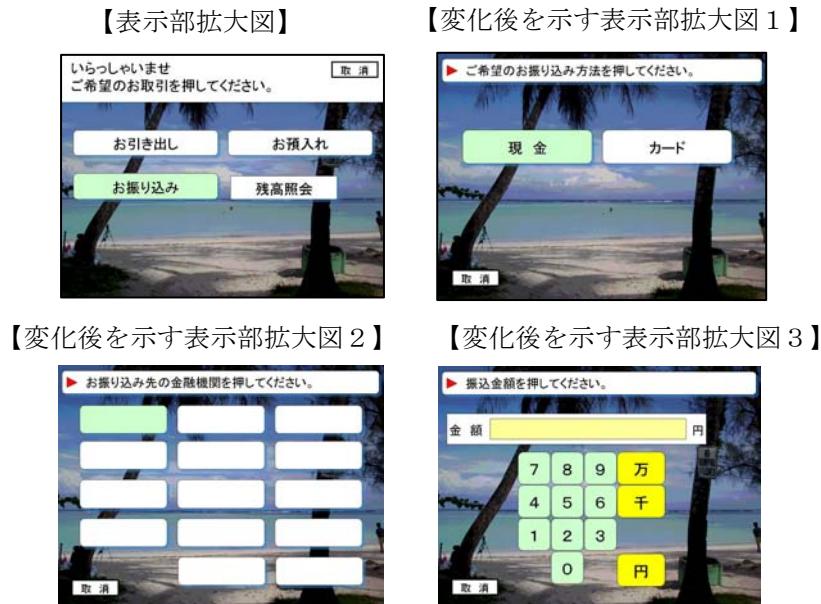
(注) 本事例は、上端部及び下端部に表される図形等において、

形態的な関連性が認められるものである。

物品が有する一の機能を発揮できる状態にするために複数の連続する入力指示（選択指示）を行う必要がある場合等、操作の連續性が認められる場合には、これらの入力指示（選択指示）と対応して連続的に変化する一連の画像は、物品の同一機能のための画像と認められる。

例えば、銀行のATMにおける振込機能のように、初期メニュー画面の対応アイコンから、取引銀行入力、振込宛先入力、振込金額入力、送金に至るまで、それぞれ個別の画像ごとでも、これらすべてを含む振込機能全体の遷移画面としてでも、物品の同一機能のための画像と認められる。

### 【複数の画像が一意匠と認められる例2】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】現金自動支払機

【意匠に係る物品の説明】(略) 表示部に表された画像は、振込機能のための振込先の設定や振込金額の入力操作に用いる。

(注) 本事例は背景等において形態的な関連性が認められるものである。

#### 74.8.1.4.2 形態的な関連性が認められるものであること

複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、変化の前後の画像について、図形等の共通性による形態的な関連性が認められなければならない。

三以上の画像を含む意匠の場合は、形態的関連性の有無の判断は、直前直後の画像について行う。

画像の一部について意匠登録を受けようとする部分とする意匠登録出願については、意匠登録を受けようとする部分について、変化の前後の画像に、図形等の共通性による形態的関連性が認められなければならない。

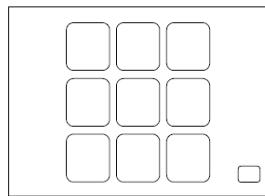
#### 74.8.1.4.2.1 形態的な関連性が認められる代表例

##### (a) 図形等の移動等

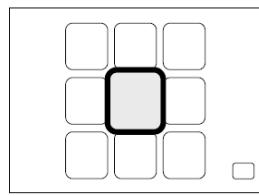
図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で、連続的に移動、拡大、縮小、回転、色彩変化するもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例3】

【画像図】



【変化した状態を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

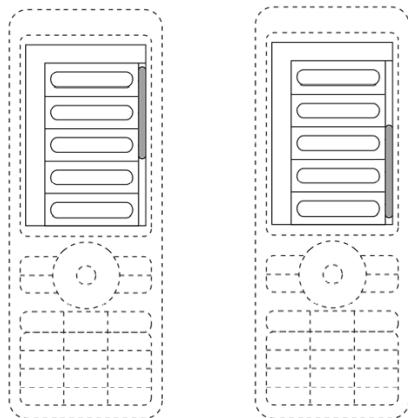
【意匠に係る物品】入退室管理器

【意匠の説明】(略) 変化した状態を示す画像図は、指定したアイコンの形状が変化した状態を示すものである。

【複数の画像が一意匠として認められる例4】

【正面図】

【変化した状態を示す正面図】



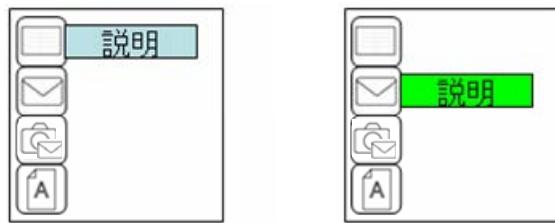
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略) 正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、通話機能を発揮できる状態にするために、住所録から通話先を選択する操作のための画像である。画像部の右端のスクロールバー部分は上下に動くものである。

【複数の画像が一意匠として認められる例5】

【表示部拡大図】      【変化後を示す表示部拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略) 表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、携帯電話機のメール機能を発揮できる状態にするために用いることができる。表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して移動する。

【複数の画像が一意匠として認められる例6】

【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

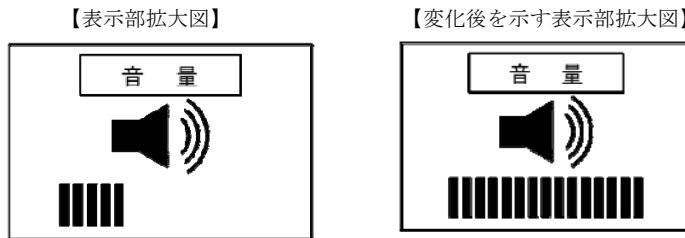
【意匠に係る物品】音楽再生機付き携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略) 表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、携帯電話機の音楽再生機能を発揮できる状態にするために、いずれの情報に基づき再生を始めるかを選択するために用いる。表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して変化する。

## (b) 同一の図形等の増減

同一の図形等が、画像内で連続的に増減（現出、消失）するもの。

## 【複数の画像が一意匠として認められる例7】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

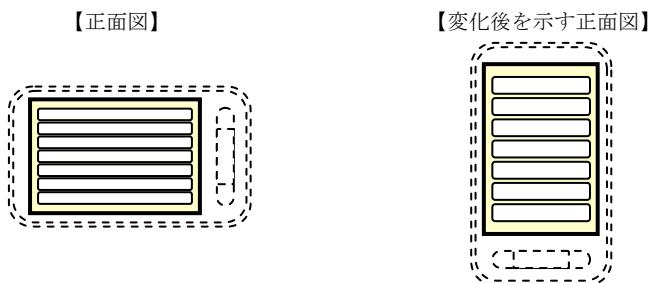
## 【意匠に係る物品】音楽再生機

【意匠に係る物品の説明】(略) 表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、音量調節に用いられる。音量調節ダイヤルの操作に連動して、レベルゲージが変化し、現在の音量レベルを表示する。

## (c) 画像内のレイアウト変更

機器の使用状態に応じて図形等の配置の向きや縦横比を変更するもの。図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で配置を変更するもの。

## 【複数の画像が一意匠として認められる例8】



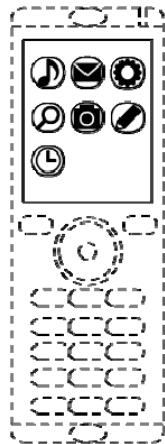
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

## 【意匠に係る物品】携帯情報端末機

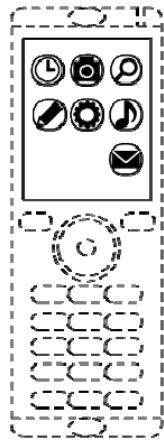
【意匠に係る物品の説明】(略) 正面図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。本物品を90度回転させると、変化後を示す正面図に表された画像のように、物品の向きに応じた方向に各アイコンの配置が変更される。

**【複数の画像が一意匠として認められる例9】**

【正面図】



【変化後を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

**【意匠に係る物品】携帯電話機**

**【意匠に係る物品の説明】(略)** 正面図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。各アイコンの配置は、変化後を示す正面図のように変更することができる。

**(d) 画像又は図形等自体の漸次的な変化**

遷移前の画像の一部を残しつつ新たな画像が漸次的に現れ、最終的に新たな画像に遷移するもの。変化の最初と最後では図形等の形態が異なるものの、その変化途中の画像の開示によって、当該図形等が漸次的に変化すると認められるもの。

**【複数の画像が一意匠として認められる例10】**

【表示部拡大図】



【表示部拡大図2】



【表示部拡大図3】



【表示部拡大図4】



【表示部拡大図5】



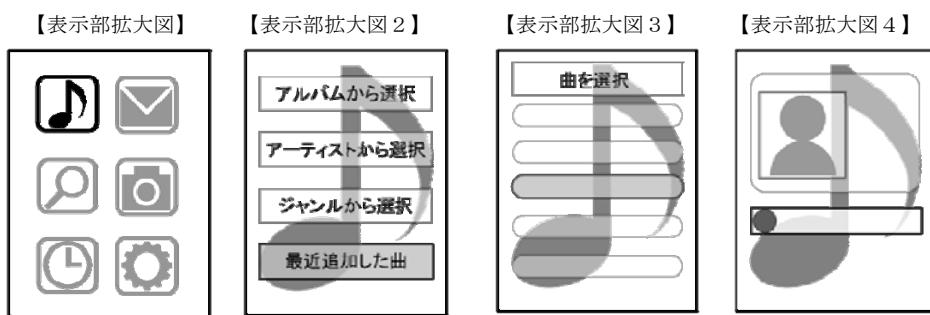
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

**【意匠に係る物品】携帯情報端末機**

**【意匠に係る物品の説明】(略)** 表示部に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。表示部拡大図5に表された画像は、音楽再生機能のための画像で、再生するアルバムを選択する操作を行う。表示部拡大図2から表示部拡大図5は、表示部に表されたメニュー画面の中から、音楽再生用アイコンを選択した際の画像の変化を表したものであり、メニュー画面の右下からページをめくるようにアルバム選択画面があらわれる。

**(e) 共通モチーフの連続的使用**

画像のヘッダー部分や背景に同一の図形等からなる共通のモチーフが連続的に使用されているもの。

**【複数の画像が一意匠として認められる例11】**

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

**【意匠に係る物品】携帯電話機**

**【意匠に係る物品の説明】(略)** 表示部に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。表示部画像中のアイコンを選択することにより、音楽再生機能のための画像へ遷移し、再生する音楽を選択する操作を順次行う。表示部拡大図4は、選択した音楽の再生進行状況を表示する画像である。

音符のモチーフが共通し、形態的関連性が認められる。操作画像から、物品の有する機能を果たすために必要な表示画像への変化も一意匠と認められる。

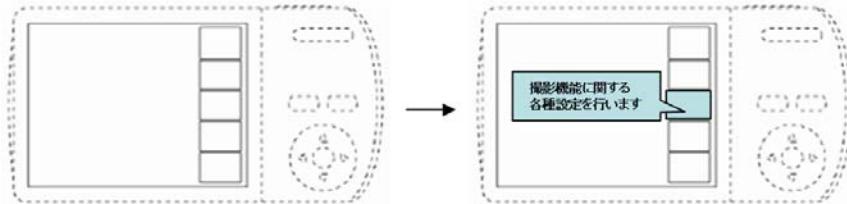
**(f) 追加的な図形等の展開**

操作に連動して、画像内に新たな図形等が出現又は消失するもの。(例えば、プルダウンメニュー、サブメニュー、サブウインドウの展開、アイコン等に関連したポップアップ表示の現出又は消失。)

## 【複数の画像が一意匠として認められる例12】

【正面図】

【変化後の状態を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

## 【意匠に係る物品】携帯情報端末

【意匠に係る物品の説明】(略) 正面図に表された画像は、撮影機能のためにカメラの起動や、設定を行う操作に用いる。変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作用図形等を指定した状態で一定時間が過ぎると、当該操作用図形等により設定できる内容についてふきだし状の説明が表示される。

## 74.8.1.5 複数の画像が一意匠として認められないもの

物品の異なる機能のための複数の画像や、形態的な関連性の認められない複数の画像については、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠とは認められない。

一意匠とは認められない複数の画像を含む意匠に対しては、意匠法第7条の要件を満たさないものと認められる。なお、一意匠として認められない画像を表す図のうち、意匠の理解を助けるために用いることのできるものについては、参考図とすることが認められる。

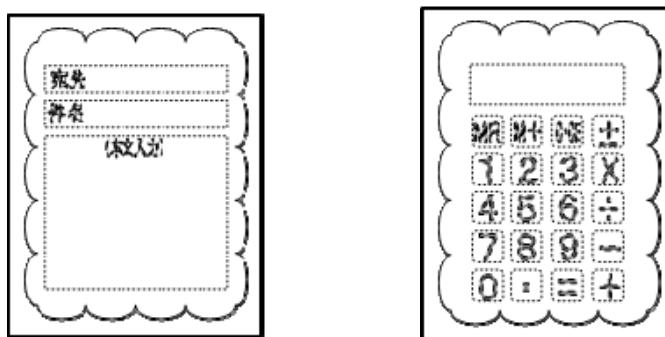
## 74.8.1.5.1 物品の異なる機能のための複数の画像

物品の異なる機能のための複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

## 【異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例1】

【表示部拡大図】

【変化後を示す表示部拡大図】



変化前の画像は、メール機能のための画像であるのに對し、変化後の画像は電卓機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。

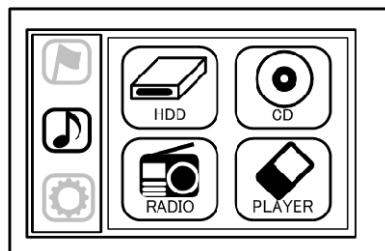
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

**【意匠に係る物品】携帯電話機**

**【意匠に係る物品の説明】(略)** 表示部に表された画像は、メール作成のための入力操作に用いる。変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、電卓機能のために用いられる画像で、ボタンを選択することにより計算を行う。

**【異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例2】**

【画像図】



【変化後を示す画像図】



変化前の画像は、音楽再生機能のための画像であるのに對し、変化後の画像は経路誘導機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

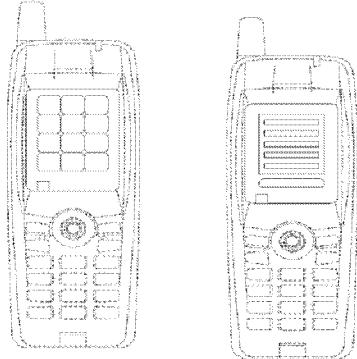
**【意匠に係る物品】経路誘導表示機**

**【意匠に係る物品の説明】(略)** 画像図に表された画像は、再生する音楽の音源を選択する操作を行うものである。左側のメニュー部の旗のアイコンを選択することにより、変化後を示す画像図に表された画像のように、経路誘導のための行き先設定の画像へ変化する。

#### 74.8.1.5.2 形態的な関連性がない複数の画像

変化の前後の画像の図形等に共通性がない（又は共通性が極めて小さい）場合等、変化の前後の画像の形態にまとまりがない場合には、形態的関連性が認められず、一意匠とは認められない。

【形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例1】



【正面図】

【変化後を示す正面図】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

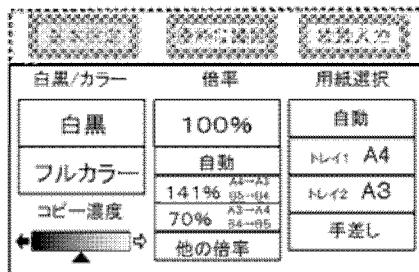
【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略) 正面図及び変化後を示す正面図に表された画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。正面図の右の列の最も下のボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すように、リスト表示に切り替わる。

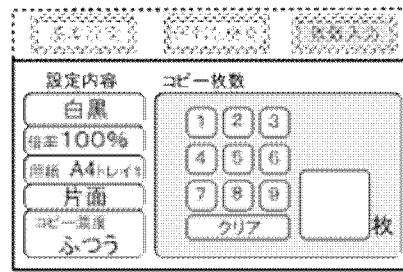
※変化後を示す正面図は、参考図として残すことも認められる。

【形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例2】

【表示部部分拡大図】



【変化した状態の表示部部分拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まとまりに欠け、形態的関連性が認められない。

【意匠に係る物品】複写機

【意匠に係る物品の説明】(略) 正面図及び表示部部分拡大図、変化した状態の表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

#### 74.9 画像を含む組物の意匠

画像を含む組物の意匠は、全体意匠として出願された場合のみ保護対象となる。判断基準については、全体意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第2章「組物の意匠」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.8「組物の意匠に係る部分意匠」を参照されたい。

#### 74.10 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定

判断基準については、全体意匠に関しては第6部「先願」及び第7部「個別の意匠登録出願」第3章「関連意匠」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.9「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定」を参照されたい。

なお、静止画像と変化する画像との類否判断及び変化する画像同士の類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。

#### 74.11 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.10「部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更」を参照されたい。

#### 74.12 画像を含む意匠に関する分割

判断基準については、全体意匠に関しては第9部「特殊な意匠登録出願」第1章「意匠登録出願の分割」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.11.「部分意匠の意匠登録出願に関する分割」を参照されたい。

#### 74.13 特許出願又は実用新案登録出願から画像を含む意匠登録出願への出願の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第9部「特殊な意匠登録出願」第2章「出願の変更」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.12「特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への出願の変更」を参照されたい。

#### 74.14 パリ条約による優先権等の主張を伴う画像を含む意匠の意匠登録出願

判断基準については、全体意匠に関しては第10部「パリ条約による優先権等の主張の手続」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」を参照されたい。